

Sample

2018. 3. 26 (月) 発行

マイカー業務使用時の注意点

社員が所有するマイカーを会社の業務に使用する場合があります。たとえば、会社の車両がすべて出払っているときに通勤に利用している車両を業務に使用したり、営業担当者から「自分の車で営業したい」などと要望され許可することも考えられます。このような場合、マイカーを使用した社員が交通事故を起こした時に、会社が損害賠償を行わなければならない場合がありますので、注意が必要です。

■法律上の会社の責任■

社員が業務中に交通事故を起こし相手に損害を与えた場合は、当然その社員が損害賠償責任を負いますが、民法第 715 条により会社にも損害賠償責任が生じます。また、自動車損害賠償保障法（自賠法）第3条により、会社は「運行供用者」として損害賠償責任が生じます。双方の条文とも「被害者保護」に立場をとっており、社員が起こした事故に対して「会社の責任はない」ことを立証することは非常に難しい、といわれています。

■マイカー業務使用の問題点■

マイカーの業務使用を“何となく許可”していたり、“見て見ぬふり”をしたりすると、万が一のときに前述のように会社に責任が及んだり、職場内に不協和音が生じることもあります。マイカーを業務に使う場合に発生する可能性のある問題点を挙げてみると、「業務中に私用を済ませるなど、公私のけじめがつきにくい」「他の社員がマイカーを借りて事故などを起こした場合の損害賠償」「業務中に当て逃げ等にあった場合の補償（保険料が上がる）」などが考えられます。

■マイカー業務使用を認める場合■

マイカーの業務使用を認める場合は、当該マイカーは「会社所有の車両」と同じ位置づけにして、会社の車両管理規程の適用を受けるなどの対応が必要です。また、業務に使用するマイカーの任意保険の適用範囲（対人・対物無制限など）も明確にして、保険証券の写しの提出を義務付けるなど、マイカー業務使用規程を作成して、それに基づいた運用を行い、規程に違反する行為があった場合は、許可を取り消すなどの対応も必要でしょう。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事務所
代表 〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇
TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail: 〇〇〇@〇〇〇.co.jp

任意継続被保険者

退職後の健康保険には、「任意継続」「国民健康保険」「家族の被扶養者」と3つの方法があります。退職時に任意継続と国民健康保険の比較をする場合、いずれかの保険に加入する決め手となるのは、「保険料」でしょう。任意継続の保険料は、給与明細書の「健康保険料」の欄の2倍の金額で（但し、標準報酬月額 28 万円が上限）、国民健康保険の保険料は、主に“前年の所得”によって決定されます。退職後に所得がない場合、国民健康保険料が任意継続の保険料より安くなることがありますが、任意継続に加入した場合は、「国民健康保険に加入する」「家族の扶養になる」という理由で、途中で加入を取りやめることはできません。

社員の刑事事件

社員が突然刑事事件に巻き込まれる（起こす）ことが想定されます。その時会社は、当該社員の処遇について悩むこととなります。当該社員が逮捕された場合、一時的に警察等に身柄を拘束されます。その間は通常会社の人とは面会できないので、弁護士を通じて当該社員と連絡を取るようになります。そこで、当該社員が犯罪行為を認めている場合は、退職を促したり、その事件によって会社のイメージダウンにつながった場合は解雇を通知したりします。しかし、犯罪の事実を否認している場合は、安易に解雇をすることはできないので、拘留されている期間は欠勤や休職扱いとすることが妥当でしょう。この場合は、最終的に裁判で有罪が確定すると解雇も可能と考えられます。

NEWS ダイジェスト

- 中退共が3年ぶりに退職金を上乗せ
厚労省は、2018 年度の中小企業退職金共済制度について、約3年ぶりに退職金を上乗せ（0.44%）して支給することを明らかにした。株価の上昇などで運用益が出たことなどによる措置。
- 労働条件を学べるスマホアプリ作成
厚労省は、労働条件に関する法律や制度を学べるスマートフォン向けの無料アプリ「労働条件（RJ）パトロール！」を作成した。会社側と従業員側のやりとりからクイズ形式で法令違反の場合を指摘する内容。労働条件等の相談窓口も確認できる。